

日田市森林整備計画書

計画期間
自 令和5年 4月 1日
至 令和15年 3月31日

変更の始期 令和7年4月1日

日
田
市
森
林
整
備
計
画

大
分
県

日
田
市

大分県 日田市

目 次

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題	1
2 森林整備の基本方針	1
3 森林施業の合理化に関する基本方針	4

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	4
1 樹種別の立木の標準伐期齢	4
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	5
3 その他必要な事項	6
第2 造林に関する事項	6
1 人工造林に関する事項	6
2 天然更新に関する事項	8
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	10
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	10
5 その他必要な事項	11
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	11
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	11
2 保育の種類別の標準的な方法	12
3 その他必要な事項	12
第4 早生樹に関する事項	13
第5 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	13
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	13
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	16
3 その他必要な事項	19
第6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	20
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	20
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	20
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	20
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	20
第7 森林施業の共同化の促進に関する事項	20
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	20
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	21
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	21
第8 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1 効率的な森林整備を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	21
2 路網の整備と木材生産を推進する区域に関する事項	21
3 作業路網の整備に関する事項	22

4	その他必要な事項	26
第9	その他必要な事項	26
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	26
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	27
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	27

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1	鳥獣害の防止に関する事項	28
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	28
2	その他必要な事項	28
第2	森林病虫害の駆除又は予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	29
1	森林病虫害等の駆除又は予防の方法	29
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	29
3	林野火災の予防の方法	29
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	29
5	その他必要な事項	29

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

1	保健機能森林の区域	30
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	30
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	31

Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項

1	森林経営計画の作成に関する事項	31
2	森林整備を通じた地域振興に関する事項	35
3	森林の総合利用の推進に関する事項	35
4	住民参加による森林の整備に関する事項	35
5	その他必要な事項	36
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	36

《付属資料》

1 日田市森林整備計画概要図

2 参考資料

(1) 人口及び就業構造

(2) 土地利用

(3) 森林転用面積

(4) 森林資源の現況等

(5) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

(6) 市町村における林業の位置付け

(7) 林業関係の就業状況

(8) 林業機械等設置状況

(9) 林産物の生産概況

(10) 間伐立木材積その他の伐採立木材積と間伐面積

(11) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の増進維持を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に、河岸浸食等により流木の発生の危険性が高い森林一覧

《別紙》

皆伐にあたっての確認事項(チェックリスト)

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、北部九州のほぼ中央、大分県の西部に位置し、福岡県と熊本県に隣接した地域である。平成 17 年 3 月 22 日に日田市と日田郡（大山町、天瀬町、前津江村、中津江村、上津江村）の 1 市 2 町 3 村で合併し新日田市が誕生した。

本市の面積は、666.03 平方キロメートル、東西 24.88 キロメートル、南北 48.63 キロメートルで、森林面積 550.27 平方キロメートルと、本市全域の 83%が山林（うち人工林が 74%）で形成され、その多くがスギを主体とした人工林で占められており、この森林資源を背景に古くから素材生産、加工、流通といった林業・木材産業が発展した地域である。

本市のスギ・ヒノキの人工林の多くが戦後の拡大造林期に植栽されており、利用期を迎えた 8 齢級（36 年生）以上の面積が全体の 77%を占め、特に 11～14 齢級に著しく偏った齢級構成となっており、利用期を迎えた人工林資源の充実と国産材需要の増加に伴い素材生産力が高まっている。一方で、大分県では、資源の充実とともに増加している大径材の活用促進や地域材の需要拡大等を目標に掲げており、本市においても、製材工場における大径材に対応した機械・施設整備の促進や日田材の需要拡大・販売体制の強化などに取り組む必要がある。

こうした中、花粉発生源への対策、早生樹等の導入による偏った人工林の齢級構成の平準化、素材供給量や将来の資源量の確保をはかるため、一定量の主伐・再造林を進めることが必要である。併せて、適切な規模、方法による伐採作業や、路網整備等による低コスト化を図ることでの再造林経費の軽減と林業従事者の担い手確保により、着実な再造林を推進していくことで、水源の涵養、温室効果ガスとなる二酸化炭素の吸収、土砂流出防止等の森林の有する公益的機能を将来にわたり最大限に発揮させていくことが重要である。

また、近年、大規模な自然災害が多発しており、本市においても、「平成 24 年 7 月九州北部豪雨」、「平成 28 年熊本地震」、「平成 29 年 7 月九州北部豪雨」「令和 2 年 7 月豪雨」といった大規模災害により、道路や河川、山林、農地等の生活・生産基盤に甚大な被害を被っている。とりわけ「平成 29 年 7 月九州北部豪雨」では、24 時間雨量が 300mmを超える記録的な豪雨により、森林の有する山林災害防止機能の限界を超え、多くの山腹斜面の崩壊や、それに伴う流木などにより、甚大な被害が発生した。

そのような中、今後の防災・減災対策の基本的な考え方として、間伐等の根系や下層植生の発達を促す森林の整備等により、森林の山地災害防止機能の向上を図ることを基本とした上で、壮齢林を中心に大規模な山腹崩壊が発生する場合も想定し、下流域での流木による被害を防止・軽減するため、森林域においてよりきめ細かな対策を実施していくことが必要である。

その他、近年の環境意識の高まりから、各地で森林ボランティア活動が盛んに行われており、特に本市は筑後川の重要な水源地域としての立場から、森林への関心がより高まるように、下流域の住民を交えた「市民参加の森づくり」や「環境教育」等の啓発活動を開催するなど、上下流域の住民が一体となった森林づくりへの継続的な取り組みが必要である。

2 森林整備の基本方針

大分西部地域森林計画の「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」を踏まえ、森林整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割等を配慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進する。

森林資源の状況、並びに本市の特性、森林に対する自然的条件、及び社会的要請を総合的に考慮し

ながらそれぞれの森林が発揮を期待される機能ごとに区分し、育成単層林における保育及び間伐の積極的な推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の積極的な整備、天然生林的確な保全及び管理により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備を図る。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

	区 分	森林の姿
①	水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるためのすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
②	山地災害防止機能／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
③	快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
④	保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種からなり、住民に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林
⑤	文化機能	史跡・名勝等と一体となって、潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
⑥	生物多様性保全機能	原生的な森林生態系で希少な生物が生育・生息している森林や陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息している溪畔林（生物多様性保全に係るもの）
⑦	木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤整備が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

(1)で掲げる森林の有する機能について、それぞれの機能の維持増進を図り、望ましい森林資源の姿に誘導していくため、森林整備の基本的な考え方とこれらの森林整備を推進していくために必要な造林から伐採に至る森林施業の推進方策に係る基本的な考え方は次のとおりとする。

	区 分	森林施業の基本的な考え方
①	水源涵養機能	<p>長伐期施業を推進し、樹木の根系の充実をはかる森林等は、「水源涵養機能の維持増進を図る森林」として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、面積の縮小・分散を図ることとする。</p> <p>また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力を活用した施業を推進する。</p> <p>その他、ダム等の利水施設上流部等においては、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
②	山地災害防止機能／土壌保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等の施設に被害を及ぼす恐れがある森林など、土砂の流出・崩壊の防備、その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、「山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林」として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、災害に強い森林を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。</p> <p>また、尾根部や急傾斜地については、風倒木や林地崩壊等の自然災害の発生の危険性が高い森林において、間伐等による針広混交林化や広葉樹林化を進めるなど、天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>特に河川沿いの河岸侵食等により流木の発生の危険性が高い森林について、流木被害を軽減するため、適正な管理が行われていないスギ、ヒノキ等の針葉樹林については、根系が発達した広葉樹林への林種転換を進めることで災害に強い森林づくりを推進する。その際、河川管理の関係機関との連携を図る。</p> <p>ただし、河川沿いに生育する針葉樹人工林であっても十分な樹冠長を有する森林や根系が発達している森林等についてはこれを保全する。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等においては、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等が必要な場合は、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
③	快適環境形成機能	<p>市民の日常生活等に密接な関わりを持つ里山林等で、防風機能や騒音の緩和、気温や湿度の調整等、地域の快適な生活環境に資する森林は、「快適環境形成の維持増進を図る森林」として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、現況の森林構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林において求められる機能やあり方に応じた、保護及び適切な森林の整備を図るとともに、快適な環境の保全を目的とした保安林指定や、その適切な管理を推進する。</p>

④	保健・レクリエーション機能	<p>観光的に魅力があり、高原・渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林やキャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林など、市民の保健・教育的利用等に適した森林は、「保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林」として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、市民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や市民のニーズ等に応じ、広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進するほか、保健等のための保安林指定やその適切な管理を推進する。</p>
⑤	文化機能	<p>史跡、名勝等が所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成するという観点から、「文化機能の維持増進を図る森林」として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進するほか、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
⑥	生物多様性保全機能	<p>すべての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件にてきた様々な生育段階や樹種から構成される森林バランスが良く配置されていることを目指すこととする。</p> <p>原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、「生物多様性保全機能の維持増進を図る森林」として保全し、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。</p>
⑦	木材等生産機能	<p>市民の日常生活に不可欠であり、再生可能資源としての期待が再び高まりつつある木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、木材等の生産機能の発揮を重視する森林として整備を推進する。</p> <p>具体的には、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進する。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。</p>

3 森林施業の合理化に関する基本方針

林業就業者の減少と高齢化等による後継者問題は、木材生産はもとより森林の公益的機能の維持の面から、安定的な林業従事者の確保が喫緊の課題となっており、林業における従事者の所得の向上及び労働条件の改善等を積極的に推進する。

また、持続的な林業経営を目指した森林整備として、施業の集約化や林道・作業道の整備による生産性の向上を図るとともに、担い手の育成や体質強化、機械化林業の推進等、木材の生産・流通・加工における条件整備を計画的かつ総合的に推進する。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

大分西部地域森林計画に定める「立木の標準伐期齢に関する指針」に基づき、主要な樹種ごとに下表に示す林齢を基礎として、平均成長量が最大となる年齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定める。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定め

るものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

(樹種別の立木の標準伐期齢)

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
全域	35年	40年	35年	40年	10年	15年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち、主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

(1) 皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積が20haを越えない規模とし、また、適切な伐採区域の形状及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ること。

特に、林地の保全、土石流や落石の防止、各種気象災害の防止及び景観等風致の維持、溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のために必要がある場合は、概ね幅20m以上の保護樹林帯等を設けること。なお、1箇所とは、立木の伐採により生ずる連続した伐採跡地をいう。また、連続しない伐採跡地があっても、相隣する伐採跡地で当該伐採跡地間の距離（当該伐採跡地間に介在する森林（未立木地を除く。）又は森林以外の土地の距離をいう。）が20m未満に接近している部分が20m以上にわたっている場合は、1箇所とみなす。

ただし、立木の伐採により生ずる伐採跡地の形状が一部くびれている場合であって、そのくびれている部分の幅が20m未満であり、かつ、その部分の長さが20mにわたっているときは、当該伐採跡地を1箇所とみなさない。

なお、保安林等の法令に基づく制限林にあつては、指定施業要件として定められた1箇所当たりの伐採面積を超えない規模であること。

(2) 択伐：択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であつて単木・帯状又は群状を単位として伐採区域全体でおおむね均等な割合で行うこと。

なお、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあつては40%以下）であること。

また、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構成となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によること。

(3) 立木の伐採（主伐）に当たっては、以下のアからキまでに留意すること。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木については保残等に努めること。

イ 高性能林業機械を用いた伐採を行う場合には、伐木・造材・運材作業に伴う林地の荒廃を招かないよう配慮すること。

なお、やむを得ず林地荒廃が発生した場合は、速やかに土砂の流出防止等の措置を講じるとともに、人工植栽などにより森林の早期回復を図ること。

路網開設が困難で崩壊の恐れのある急傾斜地等においては、タワーヤーダ等の架線系集材機

の活用も検討すること。

- ウ 伐木・造材作業で生じた枝や根株等の林地残材が落下・流出しないよう、必要な措置を講じること。
- エ 伐採の時期については、標準伐期齢以上を目安とし、森林経営計画の対象となっている森林については、標準伐期齢以上とする。なお、森林の公益的機能の維持増進や地域の森林の構成等に配慮し、木材等資源の効率的な循環利用や生産目標に応じた林齢で伐採すること。
- オ 伐採跡地において人工造林を行う場合は、これまでの植栽樹種等を勘案し、気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を速やかに植栽すること。
特に、伐採後に的確な更新が行われていない伐採跡地については、その早急な更新を図ること。
- カ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこと。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮すること。
なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するための伐採方法を特定する必要がある森林での伐採方法については、択伐等適確な更新に配慮すること。
- キ 伐採届等の提出をする際に、市長が別に定める「皆伐にあたっての確認事項」を添付すること。
- ク その他立木の伐採方法及び集材については、大分西部地域森林計画で定める「5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項 (5) 林産物の搬出方法」に適合したものとすること。

3 その他必要な事項

- (1) 尾根や急傾斜地など木材生産に適さない林地の人工林については、上層木を一定程度伐採し、自然植生の導入を促進することにより、針広混交林へ誘導する。
- (2) しいたけ原木の伐採後に天然更新を行う場合は、良質な原木の確保と萌芽の促進を考慮し、地域の気候条件等に応じて適期に伐採する。
- (3) 広葉樹の伐採後に天然更新を行う場合は、萌芽等により更新を促進するため、伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、概ね10月から3月の間に伐採する。
- (4) 河川や溪流沿い、急傾斜（概ね傾斜35度以上）の尾根谷部など林地崩壊等の発生のおそれのある林地の人工林については、上層木を一定程度伐採し、自然植生の導入や広葉樹の植栽を行い、針広混交林化又は広葉樹林化の推進を図ることとする。
- (5) 花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

地域森林計画で定める「人工造林の対象樹種に関する指針」に基づき、適地適木を基本として、気候、地形、土壌等の自然条件、樹種又は品種の特性、施業技術の動向、木材の利用状況、気候、地形、土壌等の自然条件等を考慮し、選定すること。

また、品種の選定にあたっては、特定苗木など成長に優れた苗木や少花粉スギ等の花粉症対策

に資する苗木の増加に努める。

なお、人工造林をすべき樹種については、画一的な樹種の造林を促進することが無いよう配慮し、郷土種、有用広葉樹の選定等、森林の生物多様性の保全にも留意すること。

さらに、スギ、ヒノキ、クヌギ以外の樹種を人工造林しようとする場合は、林業普及指導員や市の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択すること。

(人工造林の対象樹種)

人工造林の対象樹種
スギ・ヒノキ・マツ類・その他針葉樹・クヌギ・高木性広葉樹

(2)人工造林の標準的な方法

大分西部地域森林計画の「人工造林の標準的な方法に関する指針」に基づき、次のとおり定める。

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、次表のとおり1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を定める。その際、粗植造林(1,500本/ha程度)を検討すること。

また、複層林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽すること。

また、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員や市の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を決定すること。

(人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数)

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備考
スギ	—	1,000~3,000	
ヒノキ	—	1,500~3,000	
マツ類	—	1,000~3,000	
その他針葉樹	—	1,000~3,000	
クヌギ	—	1,000~3,000	
高木性広葉樹	—	1,000~3,000	

イ その他の人工造林の方法

気象条件、自然条件、既往の造林方法を勘案し、地ごしらえの方法、植栽時期、植付けの方法その他必要な事項について、次表のとおりとする。

(その他人工造林の方法)

区分	標準的な方法
地ごしらえの方法	植栽予定地の状況や植樹方法を勘案しながら、一般に機械や鎌などにより地ごしらえを行うとともに林地の保全に配慮すること。 また、高性能林業機械による皆伐にあわせ、伐採と地拵・植栽を一体的に行う、一貫作業システムを実施して作業の効率化に努める。

植付けの方法	<p>土壌の性質、苗木の特性を勘案しながら、良質な苗木を選び丁寧に植える。</p> <p>新植地での苗木は、乾燥して衰弱することがないように、風当たりの少ない日陰などで臨時に仮植する。</p> <p>植え穴は、表面の腐植の多い土を掘り取って片方に寄せ、穴をよく耕し植え付けの深さを十分確保する。なお、植え付けは曇天無風の日又は降雨直前に行う。</p> <p>特に、高性能林業機械による皆伐にあわせ、植付けの省力化や活着率の高さ、植栽時期を選ばないなどの優位性のあるコンテナ苗の利用も検討する。</p>
植栽の時期	<p>気候及び苗木の生理的条件に留意し、早春の樹木が成長を始める前と、晩秋の落葉期から結霜期までに植え付けるが、一般には春植えを行うこととする。</p> <p>針葉樹については2月から3月、広葉樹については3月から4月にかけて植え付けを行う。</p>

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

大分西部地域森林計画で定める「伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針」に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復、並びに森林資源の造成を図る観点から、第2の3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林など、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新すること。

また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年を超えない期間に更新すること。

なお、保安林等の法令に基づく制限林にあつては、指定施業要件として定められた期間内に更新すること。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとし、別に定める「日田市天然更新完了基準」により森林の確実な更新を図ること。

なお、以下のような天然更新が期待できない森林等については、人工造林（植栽）により更新を図ること。

- ① 種子を供給する母樹が存在しない森林
- ② 天然稚樹の育成が期待できない森林
- ③ 針葉樹人工林であつて、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林

(1) 天然更新の対象樹種

大分西部地域森林計画で定める「天然更新の対象樹種に関する指針」に基づき、天然更新の対象樹種を次表のとおりとする。

(天然更新の対象樹種)

天然更新の対象樹種	マツ類・高木性広葉樹
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ・コナラ・高木性広葉樹

(2)天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

大分西部地域森林計画で定める「天然更新の標準的な方法に関する指針」に基づき、天然更新の対象樹種について、天然更新すべき本数の基準となる期待成立本数を次表のとおりとする。

天然更新を行う際には、天然更新すべき期間内に、期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、周辺の植生の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。）が更新されなければならない。

なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さについては、別に定める「日田市天然更新完了基準」によるものとする。

(天然更新の対象樹種の期待成立本数)

樹種	期待成立本数
マツ類・クヌギ・コナラ・高木性広葉樹	10,000本/ha

※天然更新完了本数は、3,000本/ha以上とする。（期待成立本数×10分の3）

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新により森林の造成を図るものは、必要に応じて地表処理、刈出し、植込み、芽かき等の天然更新補助作業を実施する。

(天然更新補助作業の標準的な方法)

施業の区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積により、天然下種更新が阻害されている箇所では、かきおこし、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている箇所など天然下種更新が不十分な場合に行う。
植込み	植え込み本数は、天然稚樹等の有無及びその配置状況等を勘案して決定する。
芽かき	クヌギ等の萌芽更新については、萌芽の優劣の差が出てきた2～5年目頃に、1株あたりの仕立て本数2～3本を目安として萌芽整理を行い、更新が不十分な箇所には補植を行うこと。

ウ その他天然更新の方法

大分西部地域森林計画で定める「天然更新の標準的な方法に関する指針」に基づき、別に定める「日田市天然更新完了基準」によって更新完了の可否を判断する。

また、更新すべき立木の本数に満たず、天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により更新を図ることとする。

(3)伐採跡地の天然更新をすべき期間

大分西部地域森林計画で定める「伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針」に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年を超えない期間に更新すること。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

伐採及び伐採後の造林の届出等の制度に関する市町村事務処理マニュアルの「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準の例」に基づき、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本とする。

ただし、IVの1の保健機能森林区域内の森林であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除くものとする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考
7、9、16、18、34、35、36、38、39、43、46、48、49、52、53、55、56、60、66、69、73、74、77、78、88、89、91、94、95、109、110、114-116、119、128-131、148、153、162、166、168、169、177、184、187、197、213、215、219-222、229、230、232、233、235、236、240、242、243、244、246、251、256-258、260、265、274、279、280、289、291、293、296、303、311-315、318、319、322、325、326、329、336、337、339-342、344、345、350、351、353-361、363-365、366、367-374、376-378、380、381、394、395、398-400、402、406、407、408、409、411-415、419-423、426-429、436、437、440-445、447、448、449、450、451、452、456、458-463、469-471、478、494、512、516、525、529、532、534、546、547、561、565、569-571、574、585、593、594、596、598、600、602、604、606、615、616、621、625、627、632-635、637、639-647、650、652、653、675、677、678-680、683、685、687、694、701、743、745、762、766、782、790、791、793、796、797 林班の一部。	土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林の人工林

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

第2の1の(1)による。

イ 天然更新の場合

第2の2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における更新本数として、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数は、10,000本/haとする。

また、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数(ただし、草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。)を更新するものとする。

5 その他必要な事項

- (1) シカが生息する地域については、植栽木や天然更新木の食害を防止するため、必要に応じて食害防止資材を設置するなどの措置を講ずること。
- (2) 河川や溪流沿い、急傾斜（概ね傾斜 35 度以上）の尾根谷部など林地崩壊等の発生のおそれのある林地の人工林については、自然植生の導入や広葉樹の植栽を行い、針広混交林化又は広葉樹林化の推進を図ることとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

大分西部地域森林計画で定める、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針に基づき、間伐は森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐の方法を勘案して、間伐の回数及びその実施時期、間伐率等について、次表のとおりとする。

間伐時期については、樹冠疎密度が 10 分の 8 に達したときに初回間伐を実施し、その後、下記の表（間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法）を標準に生産目標等に応じて伐期に到達するまでに適時適切に実施する。

（間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法） 単位：年生

樹種	植栽本数 (本/ha)	1 回目	2 回目	3 回目	4 回目
スギ	1,500	15～45	(46～70)		
	2,000	15～30	31～45	(46～70)	
	2,500	15～25	26～35	36～45	(46～70)
	3,000	15～25	26～35	36～45	(46～70)
ヒノキ	1,500	15～50	(51～80)		
	2,000	15～30	31～50	(51～80)	
	2,500	15～25	26～35	36～50	(51～80)
	3,000	15～25	26～35	36～50	(51～80)

注1：()は長伐期の場合として、必要に応じて実施するものとする。

注2：本表の間伐の回数と時期は標準であるため、施業方法等や成育状況に応じて実施するものとする。

① 選木

間伐は、林分の構成や競合状況に応じ、林分密度管理図・相対幹距比等を参考に定量的、定性的に本数管理を行うこと。この際には、列状間伐の実施についても考慮する。

② 間伐率

間伐率は地勢、気象及び林況から、森林の健全な育成に配慮し、本数率で 10～40%（ただし材積率 35%以下）を目処とする。

また、一定期間内に林冠がうっ閉するよう行うこと。

ただし、保安林等の制限林にあっては指定施業要件として定められた間伐率の範囲内で行うこと。

③ 間伐の間隔

平均的な間伐の実施期間は、植栽本数に応じたものとして上記表（間伐を実施すべき標準的な林

齢及び間伐の標準的な方法)を標準とする。ただし、植栽本数2,500本/ha以上の場合、スギの標準伐期齢以上は17年、ヒノキの標準伐期齢以上は20年とする。なお、間伐実績のある林分で高齢(老齢)な場合(61年生以上)は、計画的間伐対象森林から除くことができる。

2 保育の種類別の標準的な方法

大分西部地域森林計画で定める「保育の標準的な方法に関する指針」に基づき、次表のとおり定める。

(保育の種類別の標準的な方法)

樹種	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数															標準的な方法	備考					
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15							
スギ	下刈	△	○	○	○	○	△	△	△	△	△							次によるものとする。					
	除伐											△	△	△	△	△							
ヒノキ	下刈	△	○	○	○	○	△	△	△	△	△									次によるものとする。			
	除伐											△	△	△	△	△							
クスギ	下刈	△	○	○	△	△	△	△														次によるものとする。	
	萌芽整理		△	△	△	△	△																

注) ○は通常的に行うもの。△は必要に応じて適時行うもの

① 下刈は、目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るために行うものとする。実施期間は植栽後6~7年間を目安に雑草木の繁茂状況に応じて、年に1~2回程度行う。実施時期は6~8月頃を目処とする。

なお、作業の省力化及び保育費用の縮減を図るため、下刈りの隔年実施や疎植地等にあつては、筋刈・坪刈の作業方法についても考慮すること。

② つる切りは、つる類の繁茂が著しい場所において適切な時期に実施する。なお、下刈・除伐との同時実施についても考慮する。

③ 除伐は、林分が閉鎖を始める段階で造林木の成長を阻害している侵入樹種、生育不良木等の除去を行うもの。自然条件、林木相互の配置状況によって、方法、程度、実施時期を考慮すること。

3 その他必要な事項

ア 長伐期化

林冠が発達した健全な人工林においては、公益的機能の維持や再造林費用の削減等の観点から長伐期化も検討する。

イ 過密林分の取扱い

木材生産に適する林地の人工林うち、間伐の遅れた林分においては、風害などによる立木被害の防止及び林地の保全等を図りながら、徐々に適正な林分密度に誘導する。また、早めの間伐を

繰り返すことで、林冠の発達した森林へ誘導すること。

なお、標準伐期齢以上の過密林分については、早期の主伐による更新を検討すること。

ウ 木材の生産機能維持増進森林における間伐及び保育

木材の生産機能維持増進森林における間伐及び保育の実施にあたっては、効率的な森林施業の実施を基本として、対象森林の集団化を図り、森林施業の集約化及び共同化を推進すること。

特に、持続的かつ安定的な木材等の生産を図るため、木材需要等に応じて積極的に利用間伐を推進するほか、地域の技術体系に応じ、路網の整備及び機械化による効率的な間伐を推進すること。

エ 育成複層林施業における受光伐

育成複層林施業においては、下層木の健全な育成に必要な林内照度を確保するため当該林分の生産目標、対象林の種類・形状・枝張りの状況等を考慮のうえ、下層の生育状況に応じて上層木の抜き伐りまたは、枝払いを行うこと。

オ 竹類の整備

竹類の侵入により植栽木の生育が妨げられている育成単層林及び育成複層林については、継続的な竹類の除去を行うこと。

第4 早生樹に関する事項

大分西部地域森林計画で定める早生樹に関する事項に基づき、早生樹の造林も検討する。

施業体系の参考事例として、コウヨウザンを掲載する。その他の樹種については、国及び県の研究報告書等を参考にする。

【コウヨウザン】

肥沃な谷部などスギの生育が可能な地域が適地である。

植栽箇所については、斜面上部より斜面中部・下部で生育は良好であり、尾根部は風害や乾燥に注意が必要となる。また、シカ及びノウサギによる被害が確認されているので獣害対策が必要である。

(1) 植栽本数の基準 1,000～3,000 本/ha

(2) 標準伐期齢 15 年

(3) 標準的な施業方法

① 植栽本数 1,500 本/ha

② 保育、間伐及びぼう芽整理の実施林齢 単位:年生

作業種	1	2	3	4	5	6～15	16～	備考
下刈り	○	○	○	△	△	△		
除伐						○		必要に応じて1回以上
ぼう芽整理	△	△	△	△	△			

※△は、現地状況より実施をするものとする

※参考資料「早生樹を用いた短伐期林業の手引き(H27.4)」

※間伐は、必要に応じて実施することとする。

第5 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該森林の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法については、大分西部地域森林計画で定められた「公益的

機能別施業森林及び木材等生産機能維持増進森林の整備に関する事項」を踏まえ、保安林などの法令に基づき森林施業の制限を受ける森林の所在、森林の自然条件及び社会的条件、森林の有する機能に対する地域の要請、これまでの森林施業体系、経営管理権及び経営管理実施権の設定見込み等を考慮し設定する。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を増進すべき森林

ア 区域の設定

長伐期施業を推進し、樹木の根系の充実を図る森林など、「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を増進すべき森林」を別表1のとおりとする。

イ 施業の方法

樹根及び表土の保全に留意し、下層植生の発達や林木の良好な成長を図るため、間伐等の適切な保育作業を推進することを基本とし、伐期の延長、伐採面積の規模の縮小や分散化を図ること。また、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を基本とする。

(森林の伐期齢の下限)

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
全域	45年	50年	45年	50年	20年	25年

ウ その他必要な事項

別表1の「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を増進すべき森林」に定めた森林については、1箇所当たりの伐採面積が10haを越えない規模とする。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を増進すべき森林（その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林）

ア 区域の設定

森林の有する「山地災害の防止機能」、「土壌の保全の機能」、「快適な環境の形成機能」又は「保健文化機能」の維持増進を図るための森林施業を増進すべき森林を別表1のとおりとする。

イ 施業の方法

施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で、伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに、天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

このため、次の①～③の森林のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を増進すべき森林については、択伐による複層林施業を増進すべき森林として定め、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を増進すべき森林として定める。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においても機能の確保ができる森林は、長伐期施業を増進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。なお、次の①に掲げる森林のうち、河川沿いにおける流木の発生の危険性の高い森林の伐採については、更新する広葉樹の育成空間や残存木の倒伏による流木化の危険性を考慮する等、現地の森林の状況に応じて判断する。それぞれの森林の区域については別表2のとおりとする。ただし、【別表2】の定める施業方法を推奨するが、制限するものではない。

① 地形や傾斜が急な箇所、傾斜に著しい変移点のある箇所又は山腹の凹曲部等の地表流下水及び地中水の集中流下する地形を含む土地に存する森林、地質での基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤等の地質を含む土地に存する森林、表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌等の土壌を含む土地に存する森林、河岸浸食等により流木の発生の危険性が高い森林、風倒木等の発生が懸念される尾根部や林地崩壊の発生が懸念される急傾斜地で生育不良と判断できる森林等について定める。

・河岸浸食等により流木の発生の危険性が高い森林とは、例えば

(ア) 現に河岸浸食等により流木が発生し、また、今後も気象災害により残存木の倒伏により流木の発生の危険性の高い森林

(イ) 過去の豪雨により浸水した森林

(ウ) 過去の豪雨による河川の氾濫で浸水はしていないが、河川に面した急傾斜地で、林地崩壊により流木の発生が懸念される森林等。

・風倒木等の発生が懸念される尾根部の森林とは、例えば

(ア) 風倒木等の被害を受けた森林

(イ) 岩石地等で表土が薄く根系の発達が期待できない森林

(ウ) 樹冠長率が低く風倒木被害を受けやすい森林等。

・林地崩壊の発生が懸念される急傾斜地等の森林とは、例えば

(ア) 林地崩壊の発生した森林

(イ) 岩石地等で表土が薄く根系の発達が期待できない森林等。

(ウ) 急傾斜の尾根谷部（概ね傾斜35度以上）の森林等

② 都市近郊等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等

③ 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって、主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が求められる森林等

ウ その他必要な事項

別表1の「土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施策を推進すべき森林」に定めた森林については、1箇所当たりの伐採面積が5haを越えない規模とする。

(長伐期施策を推進すべき森林の伐期齢の下限)

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
全域	70年	80年	70年	80年	16年	30年

なお、択伐による複層林施策推進すべき森林において実施される択伐とは、森林の構成を著しく変化させることなく逐次更新を確保することを旨として行う主伐であって、次に掲げるものとする。

ア. 伐採区域の立木をおおむね均等な割合で単木を選定し、又は10m未満の幅の帯状に選定

してする伐採

イ．樹群を単位とし、当該伐採によって生ずる無立木地の面積が0.05ヘクタール未満である伐採

また、複層林施業を推進すべき森林（択伐による複層林施業森林を除く。）において実施される伐採とは、森林を裸地化させることなく逐次更新を確保することを旨として行う主伐であつて、次に掲げるものとする。

ア．伐採区域の立木をおおむね均等な割合で単木を選定し、又は40m未満の幅の帯状に選定してする伐採

イ．樹群を単位とし当該伐採によって生ずる無立木地の面積が1ヘクタール未満である伐採

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1)区域の設定

「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」の区域の設定にあたっては、椎茸原木を含む林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能が高いと見込まれる森林で、地形などの自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林を別表1のとおりとする。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえ、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林を、特に効率的な施業が可能な森林とする。ただし、災害が発生するおそれのある森林は除く。

さらに、区域内において公益的機能別施業森林としての機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように森林施業を行うこと。

(2)施業の方法

木材等林産物を持続的、安定かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、間伐等の保育作業を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う。

【別表1】

区 分	森林の区域	面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(水源涵養保安林)	1. 3. 4. 13-18. 21. 23-26. 28-34. 36-38. 40. 41. 46 . 48. 50. 51. 54-66. 68-77. 80-83. 86. 87. 91. 93. 94. 96-102. 105. 106. 113-115. 117. 120. 122. 123. 125. 126. 137. 139. 141-143. 145. 147. 148. 149. 150-152. 155. 156. 157. 159. 160. 162. 163. 171. 185. 192. 194. 205. 214. 215. 222-228. 232. 234. 235 . 237. 238. 249-251. 254. 255. 261-266. 273-286. 289. 291. 292. 294-296. 297. 299. 302. 303. 305. 306-312. 314-320. 323. 326. 327-335. 341-344. 349. 356. 357. 359-362. 364. 366. 367. 370. 371. 374 -377. 380-384. 386. 387. 390-392. 394-396. 398-410. 415. 423-427. 430-437. 439-448. 450-456. 458. 459. 461. 465-468. 470-512. 514-561. 588-591. 593. 601. 602. 605. 608. 615. 617-619. 625. 636 -640. 642. 643. 656. 657. 660. 661. 663. 677. 698. 733. 768. 772-775. 790-793. 795. 797林班の一部 (ただし、クヌギ林、コナラ林については、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林とする。)	18,079.72
土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(土砂流出・土砂崩壊防備保安林及び附属資料(11)記載の森林)	7. 9. 16. 18. 34. 36. 38. 39. 43. 46. 48. 49. 52. 53. 55. 56. 60. 66. 69. 73. 74. 77. 78. 88. 89. 91. 94. 95. 109. 110. 114-116. 119. 128-131. 143. 148. 153. 162. 166. 168. 169. 177. 184. 187. 197. 213. 215. 219-222. 229. 230. 232. 233. 234. 235. 236. 240. 242 . 243. 244. 246. 251. 256. 258. 260. 265. 274. 279 . 280. 289. 291. 293. 296. 303. 311-315. 318. 319. 322. 325. 326. 329. 336. 337. 339-342. 344. 345. 350. 351. 353-361. 363-365. 366. 367-374. 376-378. 380. 381. 394. 395. 398-400. 402. 405. 406. 407 . 408. 409. 411-415. 419-423. 426-429. 436. 437. 440-445. 447. 448. 449. 450. 451. 452. 456. 458-463. 469-471. 478. 494. 512. 516. 518. 519. 525. 529. 532. 534. 541. 546. 547-550. 555. 559. 561. 565 . 569-571. 574. 582. 583. 585. 593. 594. 596. 598. 600. 602. 604. 606. 615. 616. 621. 625. 627. 632-635. 637. 639-647. 650. 652. 653. 675. 677. 678-680. 683. 685. 687. 694. 697. 701. 705. 708. 743. 745 . 762. 766. 782. 790. 791. 793. 796. 797. 30. 32. 717. 668林班の一部	3,122.17
	特に、河岸浸食等により流木の発生の危険性が高い森林については、次の森林の区域とす	9.86

	る。 30、32、359、369、370、372、376、668林班の一部	
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	—
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	—
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	日田市全域	52,749.43
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	149林班の一部	1

【別表 2】

施業の方法		森林の区域	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林		【別表 1】 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に同じ	同左
長伐期施業を推進すべき森林 (ただし、クヌギ林、コナラ林については、伐採時期を勘案して 2割の短縮をする)		56、60、717、325、368、441、470、234、518、519、525、314、329、363林班の一部	130.50
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	7. 9. 16. 30. 32. 34. 36. 38. 39. 43. 46. 48. 49. 52. 53. 55. 56. 60. 66. 69. 73. 74. 77. 78. 88. 89. 94. 95. 109. 110. 114-116. 119. 128-131. 143. 148. 153. 162. 166. 168. 169. 177. 184. 187. 197. 213. 215. 219-222. 229. 230. 232. 233. 234. 235. 236. 240. 242. 243. 244. 246. 251. 256-258. 260. 265. 274. 279. 280. 289. 291. 293. 296. 303. 311-315. 318. 319. 322. 325. 326. 329. 336. 337. 339-342. 344. 345. 350. 351. 353-361. 363-365. 366. 367-374. 376-378. 380. 381. 394. 395. 398-400. 402. 405. 406. 407. 408. 409. 411-415. 419-423. 426-429. 436. 437. 440-445. 447. 448. 449. 450. 451. 452. 456. 458-463. 469-471. 478. 512. 516. 518. 519. 525. 529. 532. 534. 541. 546. 547-550. 555. 559. 561. 565. 569-571. 574. 582. 583. 585. 593. 594. 596. 598. 600. 602. 604. 606. 615. 616. 621. 625. 627. 632-635. 637. 639-647. 650. 652. 653. 675. 677. 678-680. 683. 685. 687. 694. 697. 701. 705. 708. 743. 745. 762. 766. 782. 790. 791. 793. 796. 797. 30. 32. 717. 668林班の一部	2984.29
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	—	—
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		—	—

3 その他必要な事項

第 5 の 1 及び 2 で定める森林施業の方法の他、本市独自で定める施業方法として、別表 3 の区域の森林は、「標準伐期齢×2-10」以上の林齢で主伐を行うこととする。

また上記の他、長伐期施業を推進すべき森林を別表 4 のとおりとする。

【別表 3】

施業の方法	森林の区域	面積(ha)
「標準伐期齢×2-10年」以上で主伐を行う森林	1、11、16、17、21、24、42、96、101、150、152、153、254、261、262、273、274、285、286、289、298、299林班の一部	92.40

【別表 4】

施業の方法	森林の区域	面積(ha)
長伐期施業を推進すべき森林	260 林班の一部	10.24

【別表 4】に定める長伐期を推進すべき森林は、当該林班の県民有林のうち、長伐期施業を行っている森林とする。

第 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

長期の施業の受託、森林の経営の受託等により、森林の経営規模の拡大を図る。

2 森林経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林の施業又は経営の受託等による経営規模の拡大を促進するため、森林所有者（不在村を含む）等へ長期の施業や森林の経営の委託を働きかけるとともに、森林の経営の受託等を担う林業事業者等の育成などを推進する。

3 森林経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

長期の施業の受託等、森林の経営の受託の方法及び立木の育成権の委任の程度については、長期の視点に立ち、継続的に森林経営を実施することが重要であるため、森林所有者との間で、「立木竹の育成」、その他、「森林の保護や作業路網の開設」等に関する森林の経営についての受委託とする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林および当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税（仮称）を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

なお、経営管理集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持の増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

また、経営管理権又は経営管理実施権の設定された森林又は設定が見込まれる森林については、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置付けるとともに、市町村森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じて保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図る。

第 7 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

小規模森林所有者が多数を占める状況のなかで、計画的な森林施業を進めるためには、施業の共同化等による効率的かつ安定的な森林・林業経営を行うことが重要である。

そのため、森林所有者及び県、市、森林組合等による集落会議等の開催を通じて合意形成を図りつつ、持続的な森林経営に向け、森林施業の共同実施や森林経営計画の作成を推進するなど、計画的かつ効率的な森林整備を推進する。

2 施業実施協定の締結、その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化を促進するにあたり、県、市、森林組合等の関係機関が一体となり、計画的な事業量の確保による林業労働力の雇用の安定化を図るとともに、不在村を含む森林所有者等に対しては、森林組合等を中心に施策や制度に関する情報提供に努め、施業提案等により積極的な働きかけを行うことで、経営や森林施業の受委託契約を推進し、共同化による効率的な路網整備や間伐等の森林整備をすすめる。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林施業の共同化を効果的にすすめるため、森林作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し、あらかじめ必要な事項を明確にしておくこと。

また、種苗その他の共同購入等、共同して行う施業の実施方法を明確にしておくこと。

さらに、共同して森林施業を実施するものが先述の事項について遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせることがないように、あらかじめ個々の共同施業実施者の責務等を明確にし、森林施業の共同化の実効性を担保すること。

第8 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

大分西部地域森林計画を踏まえ、効率的な森林施業を推進するため、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムへの対応など、林地の傾斜や搬出方法に応じた路網密度の水準は、次表のとおりとする。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用するものとし、尾根、溪流、天然林等の除地については、適用しないこととする。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)	
		基幹路網(林道等)	森林作業道
緩傾斜地(0° ~15°)	車両系	30 - 40	70 - 210
中傾斜地(15° ~30°)	車両系	23 - 34	52 - 165
	架線系		2 - 41
急傾斜地(30° ~35°)	車両系	16 - 26	35 - 124
	架線系		0 - 24
急峻地(35° ~)	架線系	5 - 15	—

2 路網の整備と木材生産を推進する区域に関する事項

森林の木材等生産機能が比較的高く、計画期間内に作業路網等の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域を設定する。

設定については、幹線となる林道等の利用区域であること、地域の要請等を考慮し、急峻地や地質、土壌が脆弱な箇所は極力避けることとする。

路網の整備と木材生産を推進する区域については、次表のとおりとする。

路網の整備と木材生産を推進する区域一覧表

番号	団地名	団地面積 (ha)	人工林面積 (ha)	備考
1	上曾家	20.40	18.50	

2	黒石	74.90	72.40	
3	小瀬戸山	44.00	20.20	
4	ショウブダニ	44.10	37.60	
5	川原	32.10	30.30	
6	シカキ石	32.80	26.70	
7	ソバミ	13.00	13.00	
8	池ノ釣、2号、3号	152.30	124.00	
9	浦野	11.00	5.90	
10	漆原	33.40	24.00	
11	官谷	10.30	10.30	
12	熊ノ藪	119.30	102.70	
13	セヤ	58.00	53.00	
14	曾田	11.30	11.30	
15	竹ノ迫	80.20	75.10	
16	八所	24.30	24.30	
17	仏ノ水	26.00	24.00	
18	程野	28.30	20.30	
19	程野山	32.30	27.10	
20	横原	11.60	11.00	
21	片山	18.10	18.10	森林モデル団地
22	石河内	55.00	50.00	
23	大牟田	17.40	15.40	
24	萩原	39.90	36.00	
25	中畑	77.11	60.90	
26	三日月	17.90	16.50	
27	横林	33.50	30.70	
28	水呑谷	44.70	36.40	
29	大ツル	112.90	46.00	
30	日向	47.60	33.10	

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等、林道規程（昭和48年4月1日付、48林野道第107号林野庁長官通知）又は林業専用道作設指針（平成22年9月4日付、22林整第602号林野庁長官通知）を基本として県が定める林業専用道作設指針に則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

当市に関する基幹路網については、大分西部地域森林計画の基本的な考え方に基づき、林道の開設又は拡張に関する計画を次表のとおりとする。

開設 ／ 拡張	種類	区分	位置(字、林班等)	路線名	延長(m) 及び 箇所数	利用 区域 面積 (ha)	前半5 カ年の 計画箇 所	対図 番号	備考
開設	自動 車道	林道	68	八間石線	800	95		1	
〃	〃	〃	58, 63	ガラメキ線	1, 700	57		2	
〃	〃	〃	191, 195, 656	国ヶ迫線	800	23		3	
〃	〃	〃	118, 138	柴尾線	1, 300	88		4	
〃	〃	〃	179, 180	竹ノ尾線	1, 300	20		5	
〃	〃	〃	434, 435	渡神線	1, 000	16		6	
〃	〃	〃	593, 596, 598, 599, 600	高倉出雲線	2, 700	370		7	
〃	〃	〃	598, 599, 611, 612	松の峠線	2, 200	84		8	
〃	〃	〃	673, 674	下袋線	500	22		9	
〃	〃	〃	762, 763	桐ヶ台線	1, 460	47		10	
〃	〃	〃	57, 58, 59, 60, 61, 62, 63	上ノ塚岳滅鬼線	5, 500	217	○	11	
〃	〃	〃		夜明	5, 000	100		12	
		計		12 路線	24, 260	1, 139			

開設 ／ 拡張	種類	区分	位置(字、林班等)	路線名	延長(m) 及び 箇所数	利用 区域 面積 (ha)	前半5 カ年の 計画箇 所	対図 番号	備考
開設	自動 車道	林業 専用道	726	荒山線	1, 500	120	○	100	
〃	〃	〃	543, 544	ホケイ2号線	1, 000	50	○	101	
〃	〃	〃	485, 486	ミノヲ線	2, 000	100	○	102	
〃	〃	〃	499	片仁田線	800	40	○	103	
〃	〃	〃	482	栄場線	2, 000	100	○	104	
〃	〃	〃	485, 487	手水野線	1, 000	50		105	
〃	〃	〃	547	ササンノ線	1, 000	50	○	106	
〃	〃	〃	551, 552	平藪線	1, 500	50	○	107	
〃	〃	〃	343	長谷線	1, 000	50	○	108	
〃	〃	〃	388, 390	スゲノ線	1, 500	75	○	109	
〃	〃	〃	394	西川線	1, 000	50	○	110	
〃	〃	〃	385	熊渡山線	1, 500	75	○	111	
〃	〃	〃	317, 318	八瀬原線	1, 500	75	○	112	
〃	〃	〃	598	汗入場線	800	40		113	
〃	〃	〃	618	上袋山線	1, 500	75	○	114	
〃	〃	〃	643	田来原線	1, 000	50		115	
〃	〃	〃	673, 674	袋線	2, 000	100	○	116	

〃	〃	〃	667	北平線	1,000	50		117	
〃	〃	〃	724, 725, 726	土穴線	1,000	50		118	
〃	〃	〃	727	大釣線	2,000	100	○	119	
〃	〃	〃	769	亀石線	1,000	50		120	
〃	〃	〃	152	高花線	2,300	75	○	121	
〃	〃	〃	58	岳滅鬼線	2,000	100		122	
〃	〃	〃	227	荒平線	2,000	100		123	
〃	〃	〃	12, 13	伏尾線	1,000	50		124	
〃	〃	〃	290, 291	古々路線	2,000	100	○	125	
〃	〃	〃	373, 374, 376	志谷線	1,200	50		126	
〃	〃	〃	299, 323	上山線	1,300	50	○	127	
〃	〃	〃	537, 538	風払第2線	1,300	30	○	128	
〃	〃	〃	462	鯛生線	1,970	62	○	129	
〃	〃	〃	474, 475	前線	2,040	80		130	
〃	〃	〃	451, 461	龍子野線	1,650	66		131	
〃	〃	〃	449	四ツガイ線	1,180	47		132	
〃	〃	〃		高井岳線	1,200	25		133	
〃	〃	〃		檜の木線	1,200	25		134	
〃	〃	〃		西山線	500	25		135	
〃	〃	〃		釘原線	1,000	50		136	
〃	〃	〃		横尾線	1,000	25		137	
〃	〃	〃	82, 83, 84, 85	松山線	980	26	○	138	
〃	〃	〃		山犬線	1,210	75	○	139	
〃	〃	〃		平野合鶴線	1,200	50	○	140	
		計		41 路線	55,830	2,511			

開設 ／ 拡張	種類	区分	位置(字、林班等)	路線名	延長(m) 及び 箇所数	利用 区域 面積 (ha)	前半5 カ年の 計画箇 所	対図 番号	備考
拡張 (改良)	自動 車道	林道	145, 149, 150	三尾線	1,000	148		—	
〃	〃	〃	55, 56, 57, 65	中山幹線	1,000	311		—	
〃	〃	〃	71, 73, 74, 75, 76	釜ヶ瀬幹線	1,000	370	○	—	
〃	〃	〃	99	花月支線	600	257		—	
〃	〃	〃	223, 224, 228	横尾幹線	800	447		—	
〃	〃	〃	72, 73, 74, 75, 82, 83, 84, 85, 89, 94, 95, 108	岳滅鬼	500	1,616	○	—	
〃	〃	〃	62, 63	市木支線	500	120		—	
〃	〃	〃	51	牟田迫支線	200	22		—	

〃	〃	〃	388, 389, 390	本村	5, 110	205		—	
〃	〃	〃	304, 305, 307, 309, 310, 311, 409, 410, 430, 431, 432	曾家中西線	1, 000	742	○	—	
		計		10 路線	11, 710	4, 208			

開設 ／ 拡張	種類	区分	位置(字、林班等)	路線名	延長(m) 及び 箇所数	利用 区域 面積 (ha)	前半5 ヵ年の 計画箇 所	対図 番号	備考
拡張 (舗装)	自動 車道	林道	55, 56, 57, 65	中山幹線	1, 100	311		—	
〃	〃	〃	56, 65	中山支線	500	98		—	
〃	〃	〃	60, 61	市木幹線	300	91		—	
〃	〃	〃	62, 63	市木支線	600	120		—	
〃	〃	〃	71, 73, 74, 75, 76	釜ヶ瀬幹線	400	370	○	—	
〃	〃	〃	71, 72,	釜ヶ瀬支線	500	127	○	—	
〃	〃	〃	97, 99, 100, 105, 109,	花月幹線	1, 000	687	○	—	
〃	〃	〃	99	花月支線	500	257	○	—	
〃	〃	〃	99, 106	花月分線	300	170	○	—	
〃	〃	〃	288	高木幹線	100	143		—	
〃	〃	〃	288	高木支線	400	121		—	
〃	〃	〃	49, 50	合楽線	300	134		—	
〃	〃	〃	51	牟田迫幹線	400	22		—	
〃	〃	〃	51	牟田迫支線	200	15		—	
〃	〃	〃	43	古田線	300	18		—	
〃	〃	〃	378, 379, 380	千蔵木線	2, 600	243		—	
〃	〃	〃	379, 380	千蔵木支線	1, 880	147		—	
〃	〃	〃	381, 382	一石線	2, 500	104		—	
〃	〃	〃	303	曾家林線	1, 080	71	○	—	
〃	〃	〃	533, 542, 543, 544, 545	保慶、白草線	2, 400	276		—	
〃	〃	〃	643, 644	加峯線	1, 500	65		—	
〃	〃	〃	639, 636	竹の迫線	1, 000	82		—	
〃	〃	〃	618	竹の迫・林線	860	164		—	
〃	〃	〃	770, 771, 772	大原野線	1, 500	40		—	
〃	〃	〃	771	大原野支線	1, 000	53		—	
		計		25 路線	23, 220	3, 929			

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付、13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付、8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設については、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定としており、丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（令和3年4月1日付、2林整整第1400号林野庁長官通知）を基本として県が定める森林作業道作設指針に則り開設する。

なお、伐出作業に必要な森林作業道等の開設にあたっては、林地荒廃や災害発生をもたらす無秩序な開設をしないこととし、森林作業道等の開設計画の安全確保を図るため、以下の事項に留意すること。

- ① 土砂の崩壊や流出の防止と車両の安全走行を確保するため、事前踏査を十分に行い、適正な幅員、縦断勾配、線形とするとともに、切土、盛土を最小限とするよう配慮すること。
- ② 森林作業道等の開設により発生した土砂等が、下方の公道や河川等へ流出するおそれがある場合は、防護柵等を設置するなど防止対策を行うこと。
- ③ 高性能林業機械の作業ポイントは、地形等を考慮し、作業や林地残材の処理に必要な広さを確保できる平坦な場所に設置するとともに、路肩の崩壊を防止するため、必要に応じて木材を活用した盛土法面の補強に努めること。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適切に管理する。

4 その他必要な事項

林道等の開設にあたっては、関係機関と調整を図り交通安全施設の設置等、安全性の確保に十分配慮すること。

第9 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

素材生産から加工、流通までの全ての分野において、森林資源の効果的な活用を図ることが市全体の雇用創出への底上げに繋がると考え、川上から川下までの総合的かつ継続的な取り組みが重要である。

森林整備においては、小規模森林所有者が多い状況のなかで、適切な森林管理を進めるために森林施業の共同化・合理化と共に林業労働者の育成・確保が重要であり、先ず、長期にわたり持続的な経営を実現し、森林づくりの中核を担う森林組合をはじめとする林業経営体の一体的かつ総合的な体質強化を図るため、ICTを活用した生産管理手法の導入や事業の集約化等により事業量の拡大・安定化を図り、事業体の組織、経営基盤の強化を促進し、事業の合理化と雇用促進の改善等を地域一体となり推進する。

また、林業に従事する者の養成及び確保については、広域就労の促進、作業間断期の安定した就労の確保により、雇用の安定・長期化を図るとともに、各種研修・講習等への受講を促し、林業・木材産業従事者の技術の向上、各種技能の取得等、地域の中核的リーダーの養成に努める。

2 森林施業の合理化をはかるために必要な機械の導入の促進に関する事項

木材生産性の向上及び労働の軽減等、施業の合理化を図るため、高性能林業機械を主体とする林業機械の導入により、非皆伐施業にも対応した機械作業システムの導入を推進し、高性能林業機械作業の普及・定着、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる林業機械オペレーターの養成や機械の共同利用等、機械の作業システム化を推進する体制を整備するとともに、機械作業に必要な路網・作業ポイント等の施設の整備を促進する。

なお、急傾斜地で路網整備による林地荒廃が予想される森林については、土地の形質の影響が少ない架線集材等を採用し、災害の未然防止に努める。

(高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標)

作業の種類		現状 (参考)	将来
伐倒	筑後川流域 (緩中傾斜)	チェーンソー	ハーベスタ、 プロセッサ フォワーダ ウィンチ付グラップル
造材		ハーベスタ プロセッサ フォワーダ ウィンチ付グラップル 林内作業車	
集材	筑後川流域 (急中傾斜)	チェーンソー 集材機 プロセッサ	チェーンソー スイングヤード プロセッサ
造林	地ごしらえ、下刈	チェーンソー 刈り払い機	グラップル 刈り払い機
保育等	枝打ち	人力、動力枝打機	自動枝打機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本市の製材業では、その大きな特徴として、柱材、板材、小割材などの各種の製材製品それぞれの生産に特化した中小規模の製材工場が多数存在することであり、「製材製品の総合供給基地」となっている。

この特徴を活かし、木材の流通・加工体制の整備については、森林所有者等から木材製造業者等に至る木材の安定的取引関係の確立、施設・設備の大型化・高性能化等による流通・加工コストの低減、供給ロットの拡大を通じ、ニーズに即した品質及び性能の明確な木材製品を大量、安定的かつ低コストに供給し得る体制の整備、合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の利用の普及について、関係者一体となって努める。

また、再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)が2012(平成24)年からスタートしていることから、未利用材や早生樹等新たな森林資源の安定的な供給に向けて、関係者による体制を整備していく。

木材利用については、公共建築物に加えて、民間建築物を含む建築物一般での更なる木材利用の促進に取り組む。

さらに、シイタケやタケノコなどの特用林産物の推進については、後継者の育成を図りつつ、適地適作による産地形成、品質の向上、規格の統一、安定的需給体制の確立、経営の近代化と生産基盤の整備といった、生産から流通・消費に至る総合的な振興を図る。

(林産物の生産・流通・加工販売施設の整備計画)

対図 番号	施設の種類	現状(参考)		計画		備考
		位置	規模	位置	規模	
1	製材所	天瀬町女子畑	6,216 m ³	天瀬町女子畑	6,933 m ³	
2	製材所	大字大肥	3,276 m ³	大字大肥	5,833 m ³	
3	原木市場	大字堂尾	43,977 m ³	大字堂尾	54,000 m ³	

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止について、大分西部地域森林計画で定める鳥獣害の防止に関する事項を踏まえ次のとおりとする。

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域及び区域の対象とする鳥獣を別表5のとおりとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせて推進するとともに、対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整に努める。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

2 その他必要な事項

該当区域内における被害防止対策の実施状況については、必要に応じて、鳥獣害対策関連事業、有害鳥獣捕獲許可等の関係書類などのほか植栽木の保護措置の調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で施業を行う林業事業者や森林所有者からの情報収集等により確認を行うものとする。

別表5

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
シカ	1～3, 10～69, 78～81, 86～96, 100～154, 157, 159, 168～170, 176, 180～216, 218～237, 242～244, 246～251, 253～255, 266, 273, 275～278, 282, 317～321, 324～374, 376, 377, 381. 383～423, 427～437, 439, 441～447, 453～457, 459～468, 470, 478～503, 506, 512～520, 522～531, 536～540, 543～564, 567, 582～587, 597～608, 621, 624, 625, 643, 648, 655～662, 669, 671～696, 703～730, 737～741, 743, 748～752, 755～760, 769, 772～774, 778～785, 797	45,892.11

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

大分西部地域森林計画で定める森林病虫害の駆除及び予防その他森林の保護等に関する事項及び関係する行政施策を踏まえ次のとおりとする。

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

マツ枯れ、ナラ枯れ等、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。

特に、松くい虫による被害対策については、森林病虫害等防除法に基づき、早期に駆除やまん延を防止する対策を図る。

高度公益機能森林については、地上散布、伐倒駆除、樹幹注入等の防除を徹底するとともに、松林の健全化のための整備を推進することにより、その保全を図る。

被害拡大防止森林については、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は、スギ、ヒノキ、クヌギ等他の樹種への計画的な転換を推進し、感染源の除去を図る。また、地区保全森林については、高度公益機能森林に準じた対策を図る。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

鳥獣による森林被害については、鳥獣保護管理施策との連係を図りつつ、鳥獣との共存にも配慮した森林の整備及び保全を図る。

特に、シカによる森林被害については、スギ、ヒノキ等の造林木への食害や角こすりによる樹皮の剥皮等から、致命的な被害を受けているため、防護ネットや防護資材等の設置を効果的に推進する。

また、近年、クヌギ等における伐採後の天然更新において、萌芽時の食害が増えてきたことから、伐採後の防護柵の設置等被害の未然防止、早期発見に努める。

3 林野火災の予防の方法

林野火災を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進する。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のため、火入れを実施する場合には、日田市森林等火災防止条例等における火入れの規定によること。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

風害、病虫害等の被害を受けているもの又は被害を受けやすいものであって、森林の健全性の維持の観点から伐採して更新を図ることが望ましい森林については、次表のとおりとする。

(病虫害の被害を受けている等の理由により伐採すべき林分)

森林の区域	備考
(該当なし)	—

(2) 荒廃竹林の整備

竹は、地下茎が伸びて繁殖・拡大をする。一度駆除しても繁殖源となる竹林が近隣に存在している場合は、地下茎はおよそ2m/年伸長し、時には6m/年伸長する場合もあるので、2～3年程度かけて次の施業を実施する。

竹林駆除の標準的な方法

施業区分	施業時期	施業方法
親竹の伐採	12月～2月頃	新竹(タケノコ)、ササ竹の大量発生を抑えるため、地下茎の成長休止期である冬場に伐採する。 ササ竹の刈払いを容易にするため、伐採竹は、出来るだけチップ化又は伐採区域外に搬出する。
新竹(タケノコ)の伐採	親竹の伐採後 7月頃	地下茎を弱らせるため、親竹の伐採後に発生した新竹(タケノコ)を初夏に伐採する。 ササ竹の刈払いを容易にするため、伐採竹は、出来るだけチップ化又は伐採区域外に搬出する。
ササ竹の刈払い	適宜	再び地下茎が活性化しないように、発生したササ竹を刈払う。
地下茎の拡大防止	適宜	地下茎の拡大防止を図るため、埋設資材などで深さ約1mの遮断層を設ける。ただし、竹の繁殖力は旺盛なので、遮断層の周りに新竹(タケノコ)が発生しないよう定期的な点検が必要である。

(3) その他

森林の保護については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置、広葉樹林や針広混交林の造成等により病害虫、鳥獣害、林野火災等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努める。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

大分西部地域森林計画に定める「当該保健機能森林の区域の基準」に基づき、美しい自然景観を持つ森林等の保健機能の高い森林のうち、多様な樹種が存在し、地域住民等が森林レクリエーションの場として活用するなど、今後、施設整備が予定され、入り込み数の増大が見込まれる区域であること。

(保健機能森林の区域)

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
(該当なし)		—	—	—	—	—	—	—

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

大分西部地域森林計画で定める当該保健機能森林の区域内における森林の施業の方法に関する指針に基づき、次表のとおりとする。

(造林、保育、伐採その他の施業の方法)

施業の区分	施業の方法
<ul style="list-style-type: none"> ・伐採 ・造林 ・植栽 ・保育 	<p>保健機能森林における森林の施業については、森林保健機能の一層の増進を図るとともに、森林が有する諸機能の保全に配慮しつつ、次に掲げるような多様な施業を積極的に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・択伐を原則とする。 ・伐採後は、速やかに植栽又は更新作業を行うこととし、2年以内に更新を完了するものとする。なお、植栽にあたっては出来るだけ多様な樹種構成となるよう配慮する。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

施設の整備にあたっては自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設整備を推進する。

なお、実施にあたっては次の点に配慮すること。

- ア 森林景観の状況、利用の見通し等に応じた施設の整備を行うこと。
- イ 保健機能森林の四季を通じた利用に資するための施設の設置に努めること。
- ウ 周辺地域の既存の施設との調和に配慮した整備を行うこと。
- エ 森林の有する保健機能以外の諸機能に著しい支障を及ぼさないよう、林地の利用状況に応じて施設の位置、規模等を適切に決定すること。
- オ 周辺の森林との調和、地域の林業の振興を図る観点から、積極的に木造施設の導入を図ること。
- カ 整備することが望ましいと考えられる主な森林保健施設は管理施設、キャンプ場、林間広場、遊歩道等である。
- キ 森林の巡視、施設の保守・点検、利用者の防火意識の啓発及び防火施設の整備、安全施設の設置等に努めること。

(2) 立木の期待平均樹高

対象森林を構成する立木が、標準伐期齢に達したときに期待される平均樹高を、次表のとおり定める。

樹種	期待平均樹高	備考
(該当なし)	—	—

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 経営計画の作成に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべきものとする。

- ア IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- イ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- ウ IIIの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めることとする。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

旧市町村	区域番号	区域名	林班名	林班数	区域面積
日田	1	日田1	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18	18	1,792.02
	2	日田2	19 20 21 22 23 24 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266	20	1,640.99
	3	日田3	25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54	30	2,217.65
	4	日田4	55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 68 69 70 71 72 73	17	1,342.34
	5	日田5	66 67 78 79 80 81 86 87 88 90 91 92 93	13	882.91
	6	日田6	74 75 76 77 82 83 84 85 89 94 95 96	12	983.85
	7	日田7	97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118	22	2,327.94
	8	日田8	119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 244 245 246 247 248 249 250 251 252	19	2,215.15
	9	日田9	129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149	21	1,873.14
	10	日田10	150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 182 183 184 185 186 187 188	28	2,522.83
	11	日田11	171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204	27	1,743.91

	12	日田 1 2	205 206 207 208 209 210 211 212 213	9	1,267.00
	13	日田 1 3	214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242	29	2,864.74
	14	日田 1 4	243 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298	33	3,072.20
前 津 江	15	前津江1	299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322	24	1,708.04
	16	前津江2	323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350	28	2,131.66
	17	前津江3	351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377	27	2,550.11
	18	前津江4	378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397	20	1,326.01
中 津 江	19	中津江1	398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426	29	2,477.15
	20	中津江2	427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 453	14	1,180.40
	21	中津江3	440 441 442 443 444 445 446 447 464 465 466 467 468 473 474 475	16	1,414.09
	22	中津江4	448 449 450 451 452 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 469 470 471 472 476 477	21	2031.23
上 津 江	23	上津江1	478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 500 501 517 518 519 520	24	1,708.72

			522	524	527						
	24	上津江2	493	494	495	496	497	498	499	15	1,545.00
			502	503	504	505	507	508	509		
			523								
	25	上津江3	506	510	511	512	513	514	515	22	2,301.72
			516	533	534	535	536	537	538		
			539	540	541	542	543	544	545		
			546								
	26	上津江4	521	525	526	528	529	530	531	23	2,430.85
			532	547	548	549	550	551	552		
			553	554	555	556	557	558	559		
			560	561							
大	27	大山1	562	563	564	565	566	567	568	26	1,227.80
山			569	570	571	572	573	574	575		
			576	577	578	579	580	581	582		
			583	584	585	586	587				
	28	大山2	588	589	590	591	592	593	594	23	942.52
			595	596	597	598	599	600	601		
			602	603	604	605	606	610	611		
			612	613							
	29	大山3	607	608	609	614	615	616	617	30	1,551.07
			618	619	620	621	622	623	624		
			625	626	627	628	629	630	631		
			632	633	634	635	636	637	638		
			639	640							
	30	大山4	641	642	643	644	645	646	647	15	861.34
			648	649	650	651	652	653	654		
			655								
天	31	天瀬1	656	657	658	659	660	661	662	25	1,820.78
瀬			663	664	665	666	667	668	669		
			670	671	672	673	674	675	676		
			677	678	679	680					
	32	天瀬2	681	682	683	684	685	686	687	20	1,375.76
			688	689	690	691	692	693	694		
			695	696	697	698	699	700			
	33	天瀬3	701	702	703	704	705	706	707	18	1,133.39
			718	719	720	721	722	723	724		
			725	726	727	728					
	34	天瀬4	708	709	710	711	712	713	714	10	420.58
			715	716	717						
	35	天瀬5	729	730	731	732	733	734	735	18	1,346.43
			736	737	738	739	740	741	742		
			743	744	745	746					

36	天瀬6	747	748	749	750	751	752	753	13	832.99
		754	755	756	757	758	759			
37	天瀬7	760	761	762	763	764	765	766	14	1,349.67
		767	768	769	770	771	772	773		
38	天瀬8	774	775	776	777	778	779	780	24	1,894.99
		781	782	783	784	785	786	787		
		788	789	790	791	792	793	794		
		795	796	797						
計									797	64,308.97

2 森林整備を通じた地域振興に関する事項

本市は、川上から川下までの森林・林業に係わる事業体が集約した林業の地であることから、生産、加工、流通システムの一体的な合理化により、低コスト安定供給体制、木造住宅の建設促進、公共施設等の木質化や乾燥材の需要促進等による木材需要の拡大のほか、椎茸やわさびなどの特用林産物の生産向上など、総合的な取り組みを進める。

3 森林の総合利用の推進に関する事項

本市の豊富な森林資源を活かし、体験活動を通じた環境教育の場や健康づくりの場、その他、エネルギー利用などへの新たな利用価値を探りながら森林の総合利用の推進により、地域の活性化を図る。

(森林の総合利用施設の整備計画)

施設の種類の	現状(参考)		将来		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
田来原美しい森づくり公園	大山町	14.49ha 広葉樹の森 多目的広場 散策道	—	—	1
トレイルランコース (萩尾公園)	日田市君迫町		日田市君迫町	2 km	2

4 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

本市の広大な森林がはぐくんだ水資源は、生活用水や農業用水など市民生活に欠くことができない大きな役割を果たしている。その森林の持つ大切な機能を市民一人一人が認識し、守り続けるために、行政やボランティア団体が共に協力し、市民が積極的に参加できる森づくりの場を提供する。

また各地域で既に取り組んでいる森林保全活動をさらに充実させるとともに、地域間や下流域との交流も積極的に行い、より良い森づくりを推進する。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

筑後川の上流域である本市の森林は、福岡都市圏の水源地としても大きな役割を果たしている。そのため、上流域の役割として継続的な森林整備を推進するとともに、筑後川流域の行政やボランティア団体、及び企業や住民との連携・交流を図りながら、豊かな自然ときれいな水を守る。

5 その他必要な事項

(1) 制限林に関する事項

保安林その他法令により制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施する。

(2) 森林施業に関する技術及び知識の普及、指導に関する事項

林業従事者や森林所有者等の森林施業に関する技術及び知識の普及については、国や県、大分西部流域林業活性化センター等の研修会に積極的な参加を推進し、造林・保育等の施業技術の習得及び向上を促進する。

(3) 公有林の整備に関する事項

市内の森林の約3%を占める市有林は、その約8割が人工林であり、公益的機能の維持向上を図るため、広葉樹の植栽や人工林の間伐等を積極的に推進する。

また、林業地日田ならではの木の伝統文化を下支えできるような森林づくりを行う。

その他、担い手の育成に向け、作業員の研修の場としての活用や、日田地域での森林のモデルとなるよう、スギやヒノキの他、広葉樹を活かした多様な森林づくりをすすめる。

(4) その他

市内には国や県、市が指定・選定する文化財等が多く存在するほか、地質や森林植生、動植物など、地域の自然についての調査活動等も行われており、その保護についても配慮した森林整備を進める。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

(1) 経営管理意向調査等に関する事項

施業履歴等から森林整備が特に必要な区域を定め、当該区域において、地域の実情を踏まえ、優先度の高い地域から経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成等を進める。

なお、境界が不明確であったり資源量調査に時間がかかること等により経営管理集積計画の作成等が進まない森林については、空中写真の取得・加工、航空レーザ計測等に基づく高精度の森林資源情報の整理など、森林情報の高度化を推進することにより、取組の加速化を図る。

(2) 経営管理権、経営管理実施権の設定に関する事項

経営管理権を設定した森林について、林地生産力や路網整備の状況、木材の供給先の配置等から効率的かつ安定的な経営管理が行われると考えられる森林は、積極的に経営管理実施権の対象とするとともに、条件不利地については、市町村森林経営管理事業による森林整備を進めることとする。

なお、傾斜や林地生産力の条件が比較的不利であっても周辺の森林と一体的な整備をすることが適当な森林は、経営管理実施権の対象として取り扱うものとする。

(3) 市町村森林経営管理事業に関する事項

市町村森林経営管理事業を実施する場合にあつては、当該事業の対象となる森林の状況等を踏まえ、本計画に定める森林の整備に関する事項（間伐及び保育の標準的な方法や公益的機能別施業森林等において推進すべき施業の方法等）に適合する施業を行う。

なお、当該事業の実施により、対象森林が、効率的かつ安定的な経営管理が行われる森林として見込まれると認められる場合は、経営管理実施権の対象として取り扱うものとする。

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考
300林班の一部	保育間伐	1.37ha	

(4)未整備森林に関する事項

森林経営管理制度の推進にあたり、未整備森林区域は次表のとおりとする。

区分	森林の区域	面積 (ha)
未整備森林区域	82、220、221、233、299、300、323、373、374、376、377、399、479、633、634、635、673、675 林班	1267.49